

各介護サービス事業所 御中

大曲仙北広域市町村圏組合
介護保険事務所長 逸見 博幸
(公 印 省 略)

仙北市合併に伴う介護保険被保険者証等の読み替えについて

日ごろから介護保険事業運営につきまして、ご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成17年9月20日に、当広域内の「田沢湖町」「角館町」「西木村」の三町村が合併し「仙北市」となることに伴い、介護保険被保険者証等の記載内容が変更となる箇所があります。

当広域では、現在使用している被保険者証等の返却の手間を省くことと請求の混乱を避けるため、住所と証記載保険者番号、その他関連する項目を読み替えしてそのまま使用していただき、次回更新認定等の際に新しい被保険者証等を配布することにいたしました(他の各証についても同様)。

つきましては、特に注意が必要な証記載保険者番号の読み替えによる平成17年9月サービス分の介護報酬請求時の留意事項について別添の資料を送付いたします。

この通知は代表事業所宛てとなっておりますので、他のサービス部門がある場合は内部で周知等の調整をお願いいたします。

なお、不明な点等ありましたら、担当までご連絡ください。

他の各証

- ・介護保険標準負担額減額認定証 【平成17年9月末で標準負担制度終了】
- ・介護保険特定標準負担額減額認定証(要介護旧措置入所者)
【平成17年9月末で特定標準負担制度終了】
- ・介護保険利用者負担額減額・免除等認定証(要介護旧措置入所者) 【平成22年3月まで継続】
- ・訪問介護利用者負担額減額認定証(障害者ホームヘルプ公費57)

- ・介護保険特定入所者認定証 【平成17年10月から適用】
- ・介護保険特定負担限度額認定証(要介護旧措置入所者) 【平成17年10月から適用】

送付資料

1. 読み替えする情報
2. 介護報酬請求時の留意事項
3. 介護報酬請求早見表

【お問い合わせ】

〒014-0062

秋田県大仙市大曲日の出町 2-7-53
大曲仙北広域交流センター内

大曲仙北広域市町村圏組合
介護保険事務所 保険管理班

電話 0187(86)3911

FAX 0187(86)3914

読み替えする情報

1. 介護保険証記載保険者番号

角館町	054239	}	→	仙北市
田沢湖町	054262			052159
西木村	054304			

【対象となる証】

- ・介護保険被保険者証
- ・介護保険標準負担額減額認定証【平成17年9月末まで】
- ・介護保険特定標準負担額減額認定証(要介護旧措置入所者)【平成17年9月末まで】
- ・介護保険利用者負担額減額・免除等認定証(要介護旧措置入所者)【制度継続】

介護保険施設入所者、短期入所利用者に関する証【平成17年10月から適用】
(平成17年9月中旬までに各認定証交付予定)

- ・介護保険特定入所者認定証
- ・介護保険特定負担限度額認定証(要介護旧措置入所者)

2. 訪問介護利用者負担額減額証の公費負担者番号

障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置(公費57)

受給者番号は変わりません。

角館町	57054231	}	→	仙北市
田沢湖町	57054264			57052151
西木村	57054306			

9月サービス提供分の請求時の留意事項

1.【施設・居宅サービス事業所】

事業所番号

合併に伴い事業所番号が変更になるサービス事業所(町村直営事業所等)は、合併の前後でそれぞれ請求書が必要になります。

9月 1日～9月19日(合併前)サービス提供分	旧事業所として請求する (旧事業所番号)
9月20日～9月30日(合併後)サービス提供分	新事業所として請求する (新事業所番号)

合併で事業所番号が変わらない事業所はこれまでどおり1枚の請求書で請求します。

証記載保険者番号

「角館町」「田沢湖町」「西木村」の方は合併により月の途中で「仙北市」の証記載保険者番号に変更になります(旧町村から仙北市に住所異動する扱い)。そのためサービス提供時期によって請求書に記載する証記載保険者番号が異なりますので注意が必要です。

サービス提供時期	証記載保険者番号
9月 1日～9月19日(合併前のみ)サービス提供	合併前町村
9月20日～9月30日(合併後のみ)サービス提供	仙北市
9月 1日～9月30日(合併の前も後も)サービス提供	仙北市

訪問介護利用者負担額減額(障害者ホームヘルプ公費57)の公費負担者番号

9月利用分は合併の前後を問わず、すべて仙北市で請求します。

2.【居宅介護支援事業所】

合併に伴い平成17年9月19日で現事業所が廃止され、平成17年9月20日から新事業所が開設される居宅介護支援事業所(町村直営事業所等)の場合、同一受給者に対して旧・新の居宅介護支援事業所がサービス計画を行なうことになります。この時、給付管理票の作成と居宅介護支援費の請求は月末時点の新事業所が行ないます。

合併による旧・新の居宅サービス事業所を利用することになる場合、給付管理票の居宅サービス事業所欄には旧・新両サービス事業所の記載が必要になります(前出1- 参照)。

給付管理票

証記載保険者番号		月末時点の番号 (注)	
自事業所番号		月末時点の番号 (注)	
利用している居宅サービス事業所の記載	合併での番号 変更あり	合併前の利用分	旧事業所番号を記載する
		合併後の利用分	新事業所番号を記載する
	変更なし	これまでどおり	

居宅介護支援費の請求書

証記載保険者番号	月末時点 (注)
自事業所番号	月末時点 (注)

(注) 9月中に資格喪失(死亡・圏域外への転出等)した場合は喪失日時点の番号

10月以降に合併前の請求(月遅れ請求)・過誤等を行なう場合は旧証記載保険者番号・旧事業所番号となりますので注意してください。

請求早見表 仙北市合併版（サービス提供事業所編）

< 確認事項 >

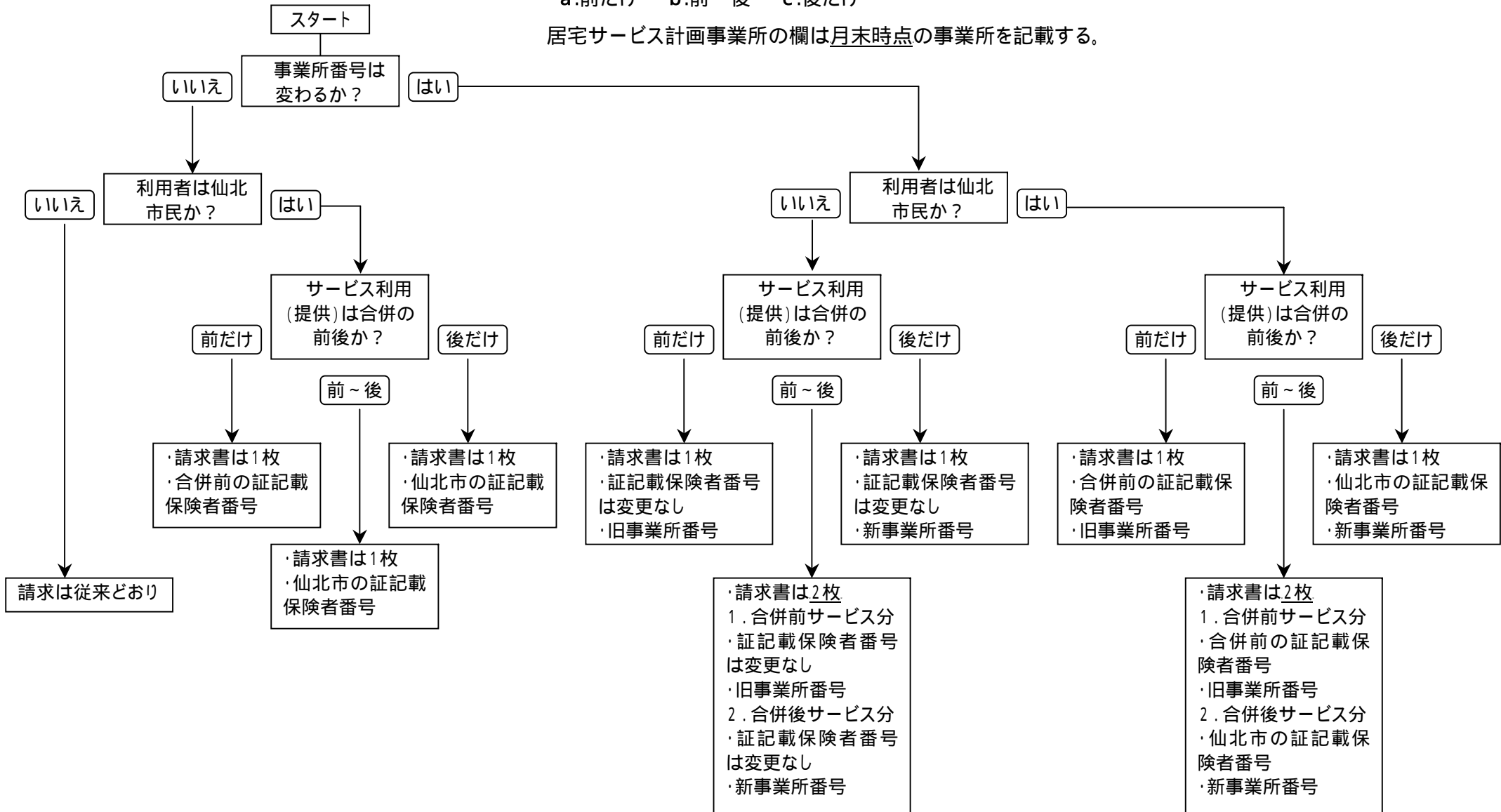
仙北市誕生で貴事業所番号が変わるか？

利用者は仙北市民か？

サービス利用（提供）は合併の...？

a.前だけ b.前～後 c.後だけ

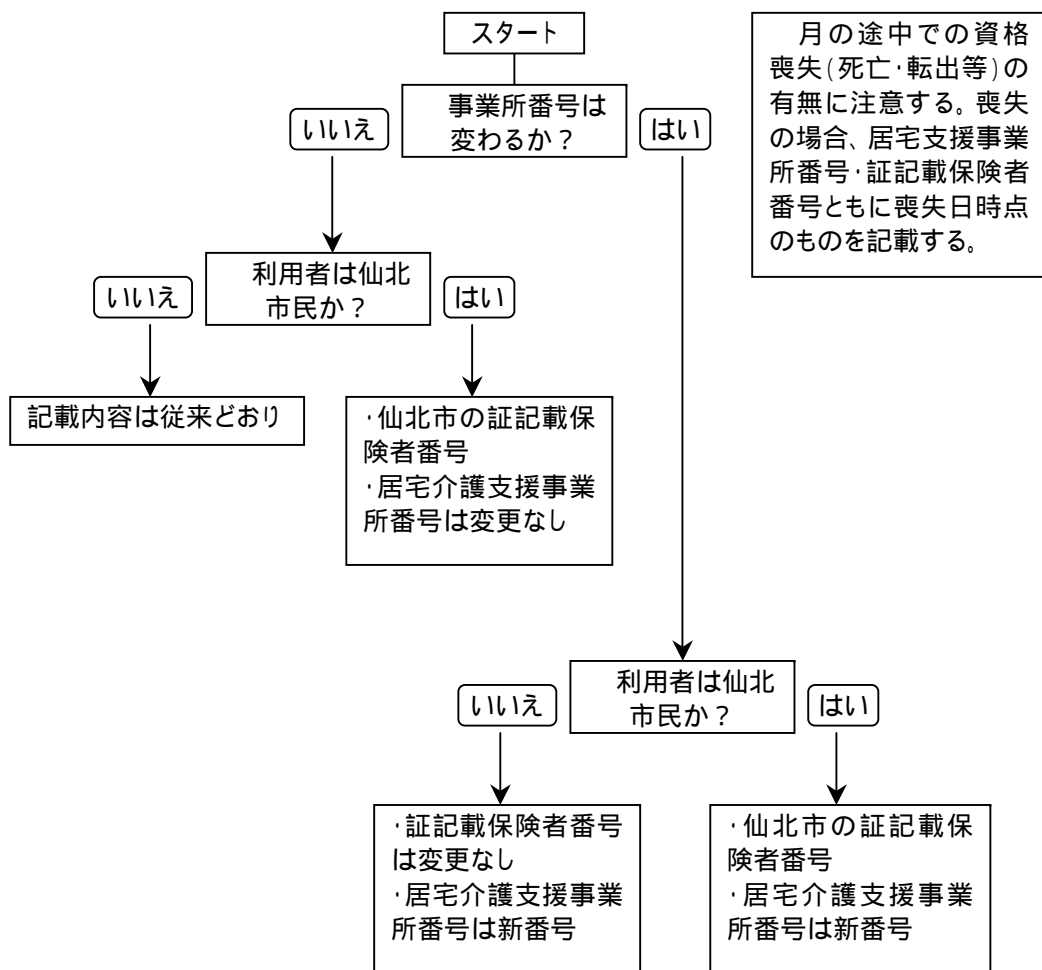
居宅サービス計画事業所の欄は月末時点の事業所を記載する。



1. 給付管理票(の上半分)と請求書の記載について

< 確認事項 >

仙北市誕生で貴事業所番号が変わるか？
 利用者は仙北市民か？



2. 居宅サービス内訳(給付管理票の下半分)の記載について

< 確認事項 >

利用している居宅サービス事業所は合併により事業所番号が変更になるか？
 サービスの利用は...？
 事業所番号が変更になる a.前だけ b.前～後 c.後だけ

